

議案第 3 号

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年7月1日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

伊賀市の可燃ごみ取扱手数料の改定に伴い、伊賀市旧青山町区域における家庭廃棄物の排出に係る手数料について所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の  
一部を次のように改正する。

別表中

指定ごみ袋	中	1袋につき	10円
指定ごみ袋	大	1袋につき	15円
指定ごみ袋	特大	1袋につき	20円

を

「

指定ごみ袋	中	1袋につき	15円
指定ごみ袋	大	1袋につき	25円
指定ごみ袋	特大	1袋につき	35円

に改める。」

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年10月1日以後に行われる新条例第8条の規定による指定ごみ袋の使用について適用し、同日前に行われたこの条例による改正前の伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定による指定ごみ袋の使用については、なお従前の例による。
- 3 平成26年10月1日前に旧条例別表（この条例による改正に係る部分に限る。以下同じ。）に掲げる手数料を納付し、指定ごみ袋の交付を受けている場合において、管理者が定める期間及び方法により、同日以後に当該指定ごみ袋の交付を受けるために必要な新条例別表に掲げる手数料（以下「施行日以後に必要な手数料」という。）の金額から当該指定ごみ袋の交付の際納付した手数料の金額を差し引いた金額を納付したときは、施行日以後に必要な手数料を納付したものとみなす。
- 4 管理者は、平成26年10月1日前においても、新条例第14条第1項の規定による家庭廃棄物の排出に係る手数料の徴収その他の準備行為を行うことができる。